学校名　中央大学専門部

設立明治三十六年八月

位置　東京市神田区

駿河台三ノ百九番地

学長　穂積陳重

正三位勲一等林権三郎

学校組織ニ就テ概要ヲ記載スヘシ

一、財団法人ニシテ本校ノ維持ニ関スル事項ヲ議決スル機関ハ理事会ニシテ理事ハ学識経験アル者ノ中ヨリ選挙ス

二、専門部ハ高等教育ヲ施スヲ目的トス

三、修業年限ハ三年トシ法学科、経済学科及商科ノ三科ニ分ツ

四、入学資格ハ中学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者トス

五、毎年九月ヨリ翌年七月ニ至ル

学年ヲ三学期ニ区分シ授業ス

六、入学ハ毎年九月ト翌年二月トニ之ヲ許可ス

七、学費ハ一箇年金百円トス

八、教員ハ専任ト嘱託トヲ置ク

九、教員ノ資格ハ大学ノ学士又ハ之ト同等以上ノ学力アル者トス

十、教員ノ任免ハ理事会ノ議ヲ経テ学長之ヲ行フ

十一、学則ノ変更ハ理事会ノ議ヲ経テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

十二、本校ハ毎年七月ヲ以テ一学年ヲ終ル

十三、本校ハ毎年七月ヲ以テ一学年ヲ終ル

学校教師

教練教師

学生定数　3000人

入学資格　中学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ入学試験ニ合格シ又ハ入学検定ヲ経タル者

修業年限　3ケ年

学年ヲ三学期ニ区分シ授業ス

六、入学ハ毎年九月ト翌年二月トニ之ヲ許可ス

七、学費ハ一箇年金百円トス

八、教員ハ専任ト嘱託トヲ置ク

九、教員ノ資格ハ大学ノ学士又ハ之ト同等以上ノ学力アル者トス

十、教員ノ任免ハ理事会ノ議ヲ経テ学長之ヲ行フ

十一、学則ノ変更ハ理事会ノ議ヲ経テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

十二、本校ハ毎年七月ヲ以テ一学年ヲ終ル

十三、本校ハ毎年七月ヲ以テ一学年ヲ終ル

教練ノ時間ニ関スル事項ヲ記載スヘシ

教練ノ時間ニ関スル事項ヲ記載スヘシ

教練ノ時間ニ関スル事項ヲ記載スヘシ